

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件 四〇一
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 四〇二
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 四〇三

告 示

福島県告示第四百七十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県会津地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定する区域
 - 会津若松市河東町八田字花立百四十五番、百四十六番及び百五十番二
 - 二 指定する区域の埋立地の区分
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地
- （一般廃棄物課）

福島県告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 福島市李平字イラ窪二から五四まで、五七から六三まで
 - 二 指定の目的
 - 水源の涵養
 - 三 指定実施要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

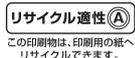
福島県告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
 - いわき市平赤井字大平三四一の一・三四一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三四一の二
 - 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
 - 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷